

奈良市公報

第 2 2 2 号

平成19年 7 月 1 日印刷発行
発行所 奈 良 市 役 所
発行人 奈 良 市 長
編集人 文 書 法 制 課 長
印刷所 関西印刷株式会社

目 次

規 則

- 奈良市鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則…………… 2
- 奈良市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則…………… 2
- 奈良市行政組織規則の一部を改正する規則…………… 3

告 示

- 一般競争入札の実施…………… 3
- 公共下水道の供用及び下水の処理の開始…………… 4
- 予防接種の実施の一部改正…………… 5
- 徴収事務の委託…………… 5
- 奈良市情報公開条例の運用状況の公表…………… 5
- 奈良市個人情報保護条例の運用状況の公表…………… 6
- 放置自転車等の保管（2 件）…………… 6
- 住居番号の設定…………… 7
- 老人ホームへの入所措置等実施要綱の一部を改正する告示…………… 7
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出…………… 7
- 生活保護法の規定による医療機関の指定…………… 7
- 放置自転車等の保管…………… 8
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出…………… 8
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定…………… 8
- 奈良市予防接種健康被害調査委員会設置要綱の一部を改正する告示…………… 8
- 開発行為に関する工事の完了（2 件）…………… 9
- 放置自転車等の保管…………… 9
- 放置自転車等の処分…………… 9
- 予防接種の実施の一部改正…………… 9
- 放置自転車等の保管…………… 10
- 開発行為に関する工事の完了（2 件）…………… 10
- 新設の事業計画のある道路の指定の一部改正…………… 10
- 新設の事業計画のある道路の指定…………… 10
- 奈良市老春手帳優遇制度検討委員会設置要綱…………… 11
- 放置自転車等の保管…………… 11
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出…………… 11
- 生活保護法の規定による医療機関の指定…………… 12
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの変更の届出…………… 12

- 開発行為に関する工事の完了…………… 12
- 放置自転車等の保管…………… 12
- 差押書の公示送達…………… 12
- 充当通知書の公示送達…………… 13
- 土地収用法の規定による事業認定申請書等の公衆縦覧…………… 13

- 道路の位置指定…………… 13
- 放置自転車等の保管…………… 13
- 予防接種の実施の一部改正…………… 13
- 放置自転車等の保管…………… 13
- 一般競争入札の実施…………… 14
- 固定資産税・都市計画税納税通知書の公示送達…………… 14
- 放置自転車等の保管…………… 15
- 障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の指定…………… 15
- 身体障害者福祉法に規定する医師の指定…………… 15

訓 令 甲

- 奈良市職員研修規程の一部を改正する訓令…………… 15

監 査

- 監査結果に基づく措置の状況…………… 18
- 包括外部監査人の監査事務を補助する者の氏名等…………… 19

公 営 企 業

- 一般競争入札の実施…………… 19
- 奈良市水道局指定給水装置工事業業者からの事業の廃止の届出…………… 20
- 奈良市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程…………… 20
- 奈良市水道局指定給水装置工事業業者の指定…………… 21
- 一般競争入札の実施…………… 21

選挙管理委員会

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数等…………… 22
- 各選挙区における選挙権を有する者の3分の1の数…………… 22
- 公職選挙法の規定による本市の選挙人名簿の抄本及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表…………… 22

農 業 委 員 会

- 農地部会の招集…………… 23

議 会

- 議会議長の辞職…………… 23
- 議会議長の当選…………… 24
- 議会副議長の辞職…………… 24
- 議会副議長の当選…………… 24
- 議会運営委員会の委員の選任…………… 24
- 議会運営委員会の委員長及び副委員長の当選…………… 24
- 議会常任委員会の委員の選任…………… 24

- 議会常任委員会の委員長及び副委員長の当選……………24
○奈良市議会だより編集委員会の委員の就任……………25
○奈良市議会だより編集委員会の委員長及び副委員長の
当選……………25
○奈良市議会情報公開審査会の委員の就任……………25
○奈良市議会情報公開審査会の委員長及び副委員長の当
選……………25

規 則

奈良市鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細
則

第1号様式（第2条関係）

則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年6月12日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第62号

奈良市鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施
行細則の一部を改正する規則

奈良市鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細
則（平成15年奈良市規則第22号）の一部を次のように改正
する。

別記第1号様式を次のように改める。

年 月 日

（あて先）奈良市長

申請者 住 所

ふりがな

氏 名

印

職 業

生年月日

（法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

鳥獣捕獲等許可申請書

次のとおり、鳥獣を捕獲等（鳥類卵を採取等）したいので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条
第2項の規定により申請します。

捕獲等をしようとする鳥獣又は採取等をしようとする
鳥類の卵の種類及び数量

捕 獲 等 又 は 採 取 等 の 目 的

捕 獲 等 又 は 採 取 等 の 期 間

年 月 日から 年 月 日まで 日間

捕 獲 等 又 は 採 取 等 の 区 域

捕 獲 等 又 は 採 取 等 の 方 法

捕 獲 等 又 は 採 取 等 を し た 後 の 処 置

省令第7条第1項第7号に掲げる場所において捕獲等
又は採取等をしようとする場合にあつてはその旨

狩猟免許を受けている場合は当該免許の種類、免許を
与えた知事名並びに狩猟免状の番号及び交付年月日

銃器を使用する場合は、銃砲所持許可証の番号及び交
付年月日

備 考

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（平成19年6月12日揭示済）

奈良市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規
則をここに公布する。

平成19年6月12日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第63号

奈良市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正す
る規則

奈良市職員の通勤手当に関する規則（平成16年奈良市規
則第33号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「同号に定める期間に係る最後」を「次

の各号のいずれかに掲げる事由が同号に定める期間に係る最後」に改め、「、地方公務員法第28条の 2 第 1 項の規定による退職その他の離職をすること、長期間の研修等のために旅行をすること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があることその他市長の定める事由が」を削り、「同号に定める期間に係る最初」を「当該期間に係る最初」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 地方公務員法第28条の 2 第 1 項の規定による退職その他の離職をすること。
- (2) 長期間の研修等のために旅行をすること。
- (3) 勤務場所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い通勤経路又は通勤方法に変更があること。
- (4) 勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があること。
- (5) その他市長の定める事由が生じること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成19年 6 月12日揭示済)

奈良市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 6 月12日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第64号

奈良市行政組織規則の一部を改正する規則

奈良市行政組織規則（平成14年奈良市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第20条証明係の部分中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

- (4) 埋火葬の許可書の作成及び交付に関すること。

第20条生活環境係の部分中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 埋火葬の許可に関すること（証明係の主管に属するものを除く。）。

第20条生活環境係の部分中第 4 号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成19年 6 月12日揭示済)

告 示

奈良市告示第324号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 第 1 項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第 2 条の規定により公告します。

平成19年 6 月 1 日

奈良市長 藤 原 昭

1 入札に付する事項

近鉄西大寺駅南土地区画整理事業整備工事（その 1）

ほか24件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成19年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）又は建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）に規定する市の休日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

(2) 場所

告示日から平成19年 6 月 6 日までは閲覧室、同月 7 日以降は監理課窓口

4 入札の場所

奈良市役所入札室

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第 4 条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第 2 項第 2 号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札に関する事項

- (1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便

- (2) 入札書の到達期限 承認書記載のとおり

- (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留

- (4) 郵便入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札

ウ 同一の入札参加者が 2 通以上の入札書を提出した入札

エ 入札書に記名押印のない入札

オ 入札金額を訂正した入札

カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札

キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

ク 直接総務部監理課に持参するなど郵便入札の方法
によらない入札書、期限までに到達しなかった入札
書又は必要書類が同封されていない入札書
ケ その他市長の定める入札条件に違反した入札

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成19年6月6
日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日
を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後
1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書
を監理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工
事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通
知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、
入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成19年6月7日までに入札参加申請者に通知しま
す。

10 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈
良市契約規則によります。

3 供用を開始する排水施設の位置

(3) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市総務部監理課
電話 0742-34-4743

別表省略

(平成19年6月1日揭示済)

奈良市告示第325号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水
道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のと
おり公示します。

その関係図書は、平成19年6月1日から2週間、本市建
設部下水道室下水道管理課に備え置いて縦覧に供します。

平成19年6月1日

奈良市公共下水道管理者

奈良市長 藤原 昭

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成19年6月15日

2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市秋篠町、中山町、押熊町、七条一丁目、法蓮町、
三条大路一丁目、四条大路一丁目、四条大路二丁目、神
殿町及び今市町の各一部

管 渠 番 号	起 点	終 点
中山幹線-69	奈良市秋篠町1177	奈良市中山町42
押熊第2幹線-55	奈良市押熊町2616-2	奈良市押熊町845-3
敷島幹線-111	奈良市秋篠町570-1	奈良市秋篠町570-1
七条幹線-94	奈良市七条一丁目586-1	奈良市七条一丁目567-1
七条幹線-95	奈良市七条一丁目576-2	奈良市七条一丁目586-1
七条幹線-96	奈良市七条一丁目567-1	奈良市七条一丁目569-2
七条幹線-97	奈良市七条一丁目567-1	奈良市七条一丁目562-1
七条幹線-98	奈良市七条一丁目567-1	奈良市七条一丁目567-1
奈良幹線-128	奈良市法蓮町328-7	奈良市法蓮町328-6
佐保分水幹線-6	奈良市法蓮町1251-5	奈良市法蓮町1251-5
佐保分水幹線-7	奈良市法蓮町1251-5	奈良市法蓮町1068-4
佐保分水幹線-8	奈良市法蓮町1080-2	奈良市法蓮町1080-2
都跡幹線-281	奈良市三条大路一丁目657-4	奈良市三条大路一丁目656-6
都跡幹線-282	奈良市三条大路一丁目657-4	奈良市三条大路一丁目657-4
都跡幹線-283	奈良市四条大路一丁目729-2	奈良市四条大路一丁目728-2
都跡幹線-284	奈良市四条大路一丁目729-2	奈良市四条大路一丁目729-2
平城幹線-11	奈良市四条大路二丁目815-2	奈良市四条大路二丁目831-5
明治幹線-235	奈良市神殿町412-10	奈良市神殿町412-10
帯解幹線-140	奈良市今市町511-7	奈良市今市町503-3
帯解幹線-141	奈良市今市町578-3	奈良市今市町575-8

- 4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式
- 5 終末処理場の位置及び名称
大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
(平成19年 6 月 1 日揭示済)

奈良市告示第326号

平成19年奈良市告示第185号（予防接種の実施）の一部
を次のように改正する。

平成19年 6 月 1 日

奈良市長 藤 原 昭

次のよう省略

(平成19年 6 月 1 日揭示済)

奈良市告示第327号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第80条の2の
規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、国民
健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の9第
1項の規定により告示します。

平成19年 6 月 1 日

奈良市長 藤 原 昭

徴収事務	奈良市国民健康保険料
委託者	東京都千代田区鍛冶町1丁目8番3号 神 田91ビル 地銀ネットワークサービス株式会社 代表 取締役 金村 健夫
	東京都千代田区二番町8番地8 株式会社セブンイレブン・ジャパン 代 表取締役 山口 俊郎
	大阪府吹田市豊津町9番1号 株式会社ローソン 代表取締役 新浪 剛
	東京都豊島区東池袋4丁目26番10号 株式会社ファミリーマート 代表取締役社 長 上田 準二
	愛知県稲沢市天池五反田町1番地 株式会社サークルKサンクス 代表取締役 土方 清
	東京都千代田区岩本町3丁目10番1号 株式会社デイリーヤマザキ 代表取締役社 長 田嶋 誠

1 行政文書開示請求の件数及び処理の状況

(単位：件)

実施機関	開示請求 件 数	処 理 状 況				取下げ等
		開 示	部分開示	不開示	却 下	
市 長	176	51	99	0	25	1
水 道 事 業 管 理 者	2	1	1	0	0	0
消 防 長	1	0	1	0	0	0
教 育 委 員 会	12	2	4	0	4	2
選 挙 管 理 委 員 会	0	0	0	0	0	0
公 平 委 員 会	0	0	0	0	0	0

東京都千代田区神田錦町1丁目1番地
ミニストップ株式会社 代表取締役社長
横尾 博

東京都港区六本木1丁目8番7号
株式会社エーエム・ピーエム・ジャパン
代表取締役社長 相澤 利彦

広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の
1
株式会社ポプラ 代表取締役社長 目黒
俊治

茨城県土浦市小松2丁目13番1号
株式会社ホットスーパーコンビニエンスネッ
トワーク 代表取締役 桐戸 通雄

横浜市中区日本大通17番地
株式会社スリーエフ 代表取締役 中居
勝利

群馬県前橋市亀里町900番地
株式会社セーブオン 代表取締役 土屋
嘉雄

名古屋市中区栄1丁目7番34号
株式会社ココストア 代表取締役 盛田
宏

東京都中央区日本橋1丁目1番1号
国分グローサースチェーン株式会社 代表
取締役 大塚 潤一

札幌市中央区南9条西5丁目421番地
株式会社セイコーマート 代表取締役 田
中 誠

委託期間 平成19年 6 月 1 日から平成20年 3 月31日ま
で

(平成19年 6 月 1 日揭示済)

奈良市告示第328号

奈良市情報公開条例（平成 9 年奈良市条例第34号）第18
条の規定により、平成18年 4 月 1 日から平成19年 3 月31日
までの間の各実施機関におけるこの条例の運用状況を次の
とおり公表します。

平成19年 6 月 1 日

奈良市長 藤 原 昭

監査委員	2	0	2	0	0	0
農業委員会	1	0	1	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0
計	194	54	108	0	29	3

2 行政文書任意開示申出の件数及び処理の状況 (単位: 件)

実施機関	開示申出 件数	処 理 状 況				取下げ
		開 示	部分開示	不開示	不存在	
市長	3	0	3	0	0	0

3 不服申立ての件数及び処理の状況 (単位: 件)

不服申立て件数	処 理 状 況				取下げ
	却 下	棄 却	一部認容	認 容	
2	0	0	0	0	2

(平成19年6月1日揭示済)

31日までの間の各実施機関におけるこの条例の運用状況を次のとおり公表します。

平成19年6月1日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市告示第329号

奈良市個人情報保護条例（平成13年奈良市条例第55号）
第32条の規定により、平成18年4月1日から平成19年3月

1 個人情報取扱事務の届出件数 (平成19年3月31日現在)

実 施 機 関	件 数
市長	762
水道事業管理者	28
消防長	191
教育委員会	106
選挙管理委員会	23
公平委員会	3
監査委員	3
農業委員会	23
固定資産評価審査委員会	13
計	1,152

2 開示請求の件数及び処理の状況 (単位: 件)

実施機関	書面による開示請求					口頭による開示請求 件 数
	開示請求 件 数	処 理 状 況			取下げ等	
		開 示	部分開示	不開示		
市長	51	15	28	7	1	44
水道事業管理者	0	0	0	0	0	0
消防長	1	0	1	0	0	0
教育委員会	0	0	0	0	0	1,503
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0
計	52	15	29	7	1	1,547

* 個人情報の訂正請求、削除請求、目的外利用及び外部提供の中止請求並びに不服申立ては、ありませんでした。
(平成19年6月1日揭示済)奈良市告示第330号及び第331号は、奈良市公報
号外第20号に掲載

奈良市告示第332号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域

内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年6月1日

奈良市長 藤 原 昭

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成19年6月1日
- 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288－1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円
イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 8 連絡先
奈良市市民生活部市民安全室地域安全課
電話0742－34－1111代表

（平成19年6月1日揭示済）

奈良市告示第333号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年6月4日

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成19年6月4日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

（平成19年6月4日揭示済）

奈良市告示第334号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。

平成19年6月4日

奈良市長 藤 原 昭

次のとおり省略

（平成19年6月4日揭示済）

奈良市告示第335号

老人ホームへの入所措置等実施要綱の一部を改正する告

示を次のように定める。

平成19年6月5日

奈良市長 藤 原 昭

老人ホームへの入所措置等実施要綱の一部を改正する告示

老人ホームへの入所措置等実施要綱（昭和62年奈良市告示第105号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号を次のように改める。

(4) 長寿社会室長

附 則

この告示は、平成19年6月5日から施行し、この告示による改正後の老人ホームへの入所措置等実施要綱第2条の規定は、同年4月1日から適用する。

（平成19年6月5日揭示済）

奈良市告示第336号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成19年6月5日

奈良市長 藤 原 昭		
医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
福山医院	奈良市尼辻中町11－3	平成19年5月31日
中野司朗レディースクリニック	奈良市朱雀六丁目20－1 朱雀医療ビル202号室	平成19年4月30日
サエラ薬局学園前店	奈良市学園北一丁目9－1 パラディ学園前Ⅱ5F	平成19年4月30日

（平成19年6月5日揭示済）

奈良市告示第337号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成19年6月5日

奈良市長 藤 原 昭		
医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
福山医院	奈良市尼辻中町11－3	平成19年6月1日
中野司朗レディースクリニック	奈良市朱雀六丁目20－1 朱雀医療ビル202号室	平成19年5月1日
しらやま医院	奈良市尼辻中町10－27	平成19年6月1日
かず歯科口腔外科クリニック	奈良市石木町50－3	平成19年5月1日
サエラ薬局学園前店	奈良市学園北一丁目9－1 パラディ学園前Ⅱ5F	平成19年5月1日

（平成19年6月5日揭示済）

奈良市告示第338号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年6月5日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成19年6月5日

3 移動対象区域

近鉄西大寺駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成19年6月5日掲示済)

奈良市告示第339号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成19年6月5日

奈良市長 藤原 昭

指定介護機関		廃止した施設又は廃止した事業の種類	廃止年月日
名 称	所在地		
開設者		介護予防 通所介護	平成19年6月1日
名 称	主たる事務所の所在地		
高の原リハビリセンターデイサービスあすか	奈良市押熊町1278-1		
株式会社誠和医科学	奈良市右京4-4-2		

(平成19年6月5日掲示済)

とおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成19年6月5日

奈良市長 藤原 昭

奈良市告示第340号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名 称	所在地		
開設者		居宅 特定福祉用具販売	平成18年4月1日
名 称	主たる事務所の所在地		
近鉄スマイルあやめ池ケアセンター	奈良市あやめ池北二丁目4-17		
近鉄スマイル株式会社	大阪市天王寺区上本町6-1-55	介護予防 短期入所療養介護 介護予防 通所リハビリテーション	平成19年3月1日 平成19年3月1日
医療法人松本快生会介護老人保健施設大和田の里	奈良市丸山二丁目1220-163		
医療法人松本快生会	奈良市百楽園五丁目2-6		
介護予防リハビリデイサービス ポシブル	奈良市右京一丁目6-1イオン高の原ショッピングセンター3階	介護予防 通所介護	平成19年6月1日
株式会社 誠和医科学	奈良県奈良市押熊町1278番地の1		

(平成19年6月5日掲示済)

奈良市予防接種健康被害調査委員会設置要綱（昭和61年奈良市告示第83号）の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに結核予防法（昭和26年法律第96号）第13条及び第14条」を削る。

第6条中「市民生活部衛生課及び保健所保健予防課」を「保健所健康増進課」に改める。

附 則

この告示は、平成19年6月5日から施行する。

(平成19年6月5日掲示済)

奈良市告示第341号

奈良市予防接種健康被害調査委員会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成19年6月5日

奈良市長 藤原 昭

奈良市予防接種健康被害調査委員会設置要綱の一部を改正する告示

奈良市告示第342号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成19年 6 月 6 日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 許可の年月日及び番号
平成18年 8 月30日 奈良市指令都整開 第06A-23号
平成19年 5 月21日 奈良市指令都整開 第06A-23-1号
平成19年 6 月 4 日 奈良市指令都整開 第06A-23-2号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
(1) 開発行為 平成19年 6 月 6 日 第1057号
(2) 公共施設 平成19年 6 月 6 日 第462号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市押熊町2268番地の1、2268番地の3、2268番地の4、2268番地の5、2268番地の6、2268番地の7、2268番地の8、2268番地の9、2268番地の10、2268番地の11及び2268番地の12並びに奈良市東登美ヶ丘一丁目2269番地の140、2269番地の261、2269番地の262、2269番地の263及び2269番地の264
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪市浪速区下寺3丁目3番7号
株式会社 ベルク
代表取締役 長山 一
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
(1) 道路
奈良市押熊町2268番地の1並びに奈良市東登美ヶ丘一丁目2269番地の140及び2269番地の264
(2) 下水道
奈良市押熊町2268番地の1及び2268番地の12並びに奈良市東登美ヶ丘一丁目2269番地の140
(3) 管路敷
奈良市押熊町2268番地の12
(平成19年 6 月 6 日揭示済)

奈良市告示第343号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成19年 6 月 7 日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 許可の年月日及び番号
平成18年 5 月22日 奈良市指令都整開 第06A-10号
平成19年 4 月 4 日 奈良市指令都整開 第06A-10-

1号

平成19年 5 月22日 奈良市指令都整開 第06A-10-2号

- 2 検査済証の交付年月日及び番号
(1) 開発行為 平成19年 6 月 7 日 第1058号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市神殿町3番地の1及び3番地の3
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市大宮町1-10-7-302 高木 元奎
(平成19年 6 月 7 日揭示済)

奈良市告示第344号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年 6 月 7 日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成19年 6 月 7 日
- 3 移動対象区域
近鉄学園前駅周辺及び近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成19年 6 月 7 日揭示済)

奈良市告示第345号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

平成19年 6 月 7 日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 処分の根拠
移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。
- 2 処分対象自転車等の保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 3 処分年月日
平成19年 6 月21日
- 4 処分対象自転車等の移動年月日
平成19年 3 月 1 日から同月 2 日まで、同月 5 日、同月 7 日から同月 9 日まで、同月12日から同月16日まで、同月19日、同月27日。
(平成19年 6 月 7 日揭示済)

奈良市告示第346号

平成19年奈良市告示第185号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

平成19年6月8日

奈良市長 藤原 昭

次のよう省略

（平成19年6月8日揭示済）

奈良市告示第347号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年6月8日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成19年6月8日
- 3 移動対象区域
近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

（平成19年6月8日揭示済）

奈良市告示第348号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成19年6月8日

奈良市長 藤原 昭

- 1 許可の年月日及び番号
平成18年11月20日 奈良市指令都整開 第06A-40号
平成19年5月11日 奈良市指令都整開 第06A-40-1号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
(1) 開発行為 平成19年6月8日 第1059号
(2) 公共施設 平成19年6月8日 第463号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市押熊町2049番地の1の一部、2099番地の2、2123番地の1の一部及び2123番地の34
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市西城戸町1-4
株式会社 八州エイジェント
代表取締役 河合 浩
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
(1) 道路
奈良市押熊町2099番地の2の一部及び2123番地の1の一部
(2) 下水道
奈良市押熊町2123番地の1の一部

(3) 公園

奈良市押熊町2049番地の1の一部、2099番地の2の一部及び2123番地の1の一部

（平成19年6月8日揭示済）

奈良市告示第349号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成19年6月8日

奈良市長 藤原 昭

- 1 許可の年月日及び番号
平成19年5月10日 奈良市指令都整開 第07A-4号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
(1) 開発行為 平成19年6月8日 第1060号
(2) 公共施設 平成19年6月8日 第464号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市西大寺国見町一丁目2137番地の53の一部及び2196番地の4の一部
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府東大阪市御厨栄町一丁目5番7号
ハウス興産株式会社
代表取締役 浦上 節子
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
(1) 公園
奈良市西大寺国見町一丁目2137番地の53の一部
（平成19年6月8日揭示済）

奈良市告示第350号

平成19年奈良市告示第295号（新設の事業計画のある道路の指定）の一部を次のように改正します。

平成19年6月8日

奈良市長 藤原 昭

- 4 指定した道路の幅員の項中「6.2m」を「最小6.7m～最大11.1m」に改める。
（平成19年6月8日揭示済）

奈良市告示第351号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による新設の事業計画のある道路を次のとおり指定したので告示します。

平成19年6月8日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定年月日
平成19年6月8日
- 2 指定した道路の概要
(1) 名称 大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路事業3・2・100三条菅原線の一部
区域 起点側地名及び地番 奈良市三条大路一丁目

- 580番地の 1 の一部
 終点側地名及び地番 奈良市三条大路一丁目
- 696番地の 1 の一部
幅員 30m
延長 423m
- (2) 名称 大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計
 画）道路事業 3・2・100三条菅原線の一部
区域 起点側地名及び地番 奈良市三条大路一丁目
 697番地の 1 の一部
 終点側地名及び地番 奈良市三条添川町133
 番地の 5
幅員 30m
延長 430m
- (3) 名称 大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計
 画）道路事業 3・4・108大森高畑線の一部
区域 起点側地名及び地番 奈良市三条添川町133
 番地の 5
 終点側地名及び地番 奈良市三条大宮町362
 番地の 1 の一部
幅員 25m
延長 555m

（平成19年 6 月 8 日揭示済）

奈良市告示第352号

奈良市老春手帳優遇制度検討委員会設置要綱を次のよう
に定める。

平成19年 6 月11日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市老春手帳優遇制度検討委員会設置要綱

（目的及び設置）

第 1 条 人口構造の急速な高齢化が進展する事態にあって、
本市の老春手帳優遇措置事業が広く市民から支持され、
継続して実施可能な制度となるよう検討するため、奈良
市老春手帳優遇制度検討委員会（以下「委員会」という。）
を設置する。
（所掌事務）

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。
（1） 老春手帳優遇措置事業の見直しに関すること。
（2） 前号に付随して必要な事項に関すること。
（組織）

第 3 条 委員会は、委員 8 人以内で組織する。
2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
（1） 学識経験者
（2） 福祉関係団体の関係者
（3） 受益者及び市民を代表する者
（4） その他市長が適当と認める者
（委員長）

第 4 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれ
を定める。
2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、

あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。
（会議）

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長
となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議
は、市長が招集する。
2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開
くことができない。
3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数
のときは、議長の決するところによる。
（関係者の出席等）

第 6 条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の
会議に関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴くこ
とができる。
（報告）

第 7 条 委員会は、第 2 条に掲げる事項の検討が終了した
ときは、その結果を市長に報告するものとする。
（庶務）

第 8 条 委員会の庶務は、長寿福祉課において処理する。
（委任）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その
他について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成19年 6 月11日から施行する。
（この告示の失効）
2 この告示は、第 7 条の規定による報告が行われた日限
り、その効力を失う。

（平成19年 6 月11日揭示済）

奈良市告示第353号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良
市条例第23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区
域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管し
たので、同条例第10条第 1 項の規定により告示します。

平成19年 6 月11日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 移動理由
 自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
2 移動年月日
 平成19年 6 月11日
3 移動対象区域
 近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

（平成19年 6 月11日揭示済）

奈良市告示第354号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の 2 の規定
により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありま
したので、同法第55条の 2 の規定により次のとおり告示し
ます。

平成19年 6 月11日

奈良市長 藤原 昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
かわたクリニック	奈良市学園北一丁目9-1パラディⅡ5階	平成19年5月31日
鍛冶田クリニック	奈良市北登美ヶ丘三丁目12-15	平成19年5月31日

(平成19年6月11日揭示済)

奈良市告示第355号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成19年6月11日

奈良市長 藤原 昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
のりはる診療所	奈良市西大寺栄町3-15 梅守第2ビル3F	(名称)西大寺プライマリーヘルスケアクリニック	(名称)のりはる診療所	平成19年4月1日

(平成19年6月11日揭示済)

奈良市告示第357号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成19年6月12日

奈良市長 藤原 昭

- 許可の年月日及び番号
平成19年5月7日 奈良市指令都整開 第06A-63号
- 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成19年6月12日 第1061号
- 開発区域に含まれる地域
奈良市七条東町184番地の1
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都港区芝浦一丁目1番1号
コスモ石油株式会社
代表取締役 木村 彌一

(平成19年6月12日揭示済)

奈良市告示第358号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年6月12日

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
かわたペインクリニック	奈良市学園北一丁目9-1パラディⅡ5階	平成19年6月1日
医療法人健英会鍛冶田クリニック	奈良市北登美ヶ丘三丁目12-15	平成19年6月1日
中川メディカル	奈良市奈良阪町167	平成19年5月1日

(平成19年6月11日揭示済)

奈良市告示第356号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので同法第55条の2の規定により告示します。

平成19年6月11日

奈良市長 藤原 昭

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成19年6月12日
- 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成19年6月12日揭示済)

奈良市告示第359号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第68条第1項の規定に基づく差押書については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することが出来ないため、国税通則法（昭和37年法律第66号）第14条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部税務室納税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成19年6月12日

奈良市長 藤原 昭

- 送達すべき文書
差押書
- 送達を受けるべき者
省略

(平成19年6月12日揭示済)

奈良市告示第360号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第129条第 2 項の規定に係る充当通知書については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、国税通則法（昭和37年法律第66号）第14条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部税務室納税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成19年 6 月12日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 送達すべき文書
充当通知書
- 2 送達を受けるべき者
省略

(平成19年 6 月12日揭示済)

奈良市告示第361号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第24条第 1 項の規定により、近畿地方整備局長から事業認定申請書及びその添附書類の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定により、これを公衆の縦覧に供するため次のとおり公告します。

なお、事業の認定について利害関係を有する者は、同法第23条第 1 項の規定により、縦覧期間内に限り近畿地方整備局長に土地収用法施行規則第 4 条の規定に従って公聴会開催請求書を提出することができるとともに、同法第25条第 1 項の規定により、縦覧期間内に限り奈良県知事に意見書を提出することができ、当該意見書は近畿地方整備局長あて送付されますので、留意してください。

平成19年 6 月13日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 起業者の名称
奈良県
- 2 事業の種類
一般国道308号改築工事（大宮道路・奈良県奈良市宝来町地内から同市菅原町地内まで）
- 3 起業地
イ 収用の部分 なら なら ほうらい すがほら ほうらい
にちょうめ ほうらいさんちょうめ ほうらいよんちょうめ
二丁目、宝来三丁目及び宝来四丁目地内
ロ 使用の部分 なら なら ほうらい すがほら ほうらい
にちょうめ ほうらいさんちょうめ ほうらいよんちょうめ
二丁目、宝来三丁目及び宝来四丁目地内

- 4 縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号
奈良市役所建設部道路室土木管理課

- 5 縦覧期間
公告の日から平成19年 6 月27日まで
(平成19年 6 月13日揭示済)

奈良市告示第362号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5

号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成19年 6 月13日

奈良市長 藤 原 昭

申請者住所	生駒市東生駒一丁目32番地
申請者氏名	大陽興産 株式会社 代表取締役 桑原 富夫
道路の位置	奈良市二名三丁目960番地の 1 及び1023番地の 2 の各一部
道路の幅員	最大4.0m 最小4.0m
道路の延長	30.19m
指定年月日	平成19年 6 月13日
指 定 番 号	第19003号

(平成19年 6 月13日揭示済)

奈良市告示第363号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第 1 項の規定により告示します。

平成19年 6 月13日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成19年 6 月13日
- 3 移動対象区域
近鉄西大寺駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成19年 6 月13日揭示済)

奈良市告示第364号

平成19年奈良市告示第185号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

平成19年 6 月14日

奈良市長 藤 原 昭

次のよう省略

(平成19年 6 月14日揭示済)

奈良市告示第365号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第 1 項の規定により告示します。

平成19年 6 月14日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成19年 6 月14日
- 3 移動対象区域
近鉄学園前駅周辺及び近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成19年 6 月14日揭示済)

奈良市告示第366号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 第 1 項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第 2 条の規定により公告します。

平成19年 6 月15日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 入札に付する事項
朱雀小学校緊急避難通路整備工事はか44件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (1) 平成19年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
 - (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
 - (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）又は建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値に該当する者であること。
 - (4) 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - (5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。
ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。
- 3 設計図書等を示す日時及び場所
 - (1) 日時
告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を含める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）に規定する市の休日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）
 - (2) 場所
告示日から平成19年 6 月20日までは入札控室、同月 21日以降は監理課窓口
- 4 入札の場所
奈良市役所入札室
- 5 入札の日時
別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第 4 条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第 2 項第 2 号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札に関する事項

- (1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便
- (2) 入札書の到達期限 承認書記載のとおり
- (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留
- (4) 郵便入札の無効
 - ア 入札に参加する資格のない者のした入札
 - イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札
 - ウ 同一の入札参加者が 2 通以上の入札書を提出した入札
 - エ 入札書に記名押印のない入札
 - オ 入札金額を訂正した入札
 - カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
 - キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
 - ク 直接総務部監理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書
 - ケ その他市長の定める入札条件に違反した入札

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成19年 6 月20日まで（奈良市の休日を含める条例に規定する市の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を監理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成19年 6 月21日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
- (3) 問い合わせ先
奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号
奈良市総務部監理課
電話 0742-34-4743

別表省略

(平成19年 6 月15日揭示済)

奈良市告示第367号

平成19年度固定資産税・都市計画税納税通知書を郵送しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部税務室資産税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

- 平成19年 6 月15日
- 奈良市長 藤 原 昭
- 1 この納税通知書の発送年月日
平成19年 4 月10日
- 2 この公示送達により変更する納期限
変更前 第 1 期 平成19年 5 月 1 日
変更後 第 1 期 平成19年 7 月 2 日
- 3 送達を受けるべき者
省略
- (平成19年 6 月15日揭示済)

奈良市告示第368号
奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良

医療機関名	所 在 地	主たる医師	担当する医療
市立奈良病院	東紀寺町一丁目50番 1 号	松島 明彦	心臓脈管外科に関する医療

(平成19年 6 月15日揭示済)

奈良市告示第370号
身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第 1 項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目（障害名）	指定年月日
野並 一馬	独立行政法人 国立病院機構 奈良医療センター	七条二丁目789番地	小児科 (肢体不自由)	平成19年 5 月29日
島屋 正孝			リハビリテーション科 整形外科 (肢体不自由)	
井上 恵介	宗教法人 大倭大本宮 大倭病院	大倭町 5 番 5 号	整形外科 リハビリテーション科 (肢体不自由)	

(平成19年 6 月15日揭示済)

訓 令 甲

奈良市訓令甲第13号

庁 中 一 般
関 係 各 所

奈良市職員研修規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年 6 月12日

奈良市長 藤 原 昭

市条例第23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第 1 項の規定により告示します。

- 平成19年 6 月15日
- 奈良市長 藤 原 昭
- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成19年 6 月15日
- 3 移動対象区域
近鉄高の原駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
- 以下省略
- (平成19年 6 月15日揭示済)

奈良市告示第369号
障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第 1 項の規定による指定自立支援医療機関として平成19年 4 月 1 日付けで次のとおり指定したので告示します。

平成19年 6 月15日

奈良市長 藤 原 昭

身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第 3 条の規定により告示します。

平成19年 6 月15日

奈良市長 藤 原 昭

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目（障害名）	指定年月日
野並 一馬	独立行政法人 国立病院機構 奈良医療センター	七条二丁目789番地	小児科 (肢体不自由)	平成19年 5 月29日
島屋 正孝			リハビリテーション科 整形外科 (肢体不自由)	
井上 恵介	宗教法人 大倭大本宮 大倭病院	大倭町 5 番 5 号	整形外科 リハビリテーション科 (肢体不自由)	

奈良市職員研修規程の一部を改正する訓令
奈良市職員研修規程（平成 3 年奈良市訓令甲第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条各号を次のように改める。

(1) 自主研修
(2) 職場研修
(3) 職場外研修

ア 基本研修
イ 専門研修
ウ 派遣研修

第 5 条から第 8 条までの規定を削る。

第9条の見出しを「(自主研修)」に改め、同条第1項中「自己研修」を「自主研修」に、「開講する」を「開講又は指定する」に改め、同条第2項中「自己研修」を「自主研修」に改め、同条を第5条とし、同条の次に次の2条を加える。

(職場研修)

第6条 職場研修は、所属長が、所属職員に計画的かつ継続的に当該所属における職務を遂行するために必要とする知識、技能等を習得させるために行うものとする。

2 所属長は、職務にかかわる派遣研修に所属職員が参加した場合、当該職員が得た知識や情報の共有化を図るため、当該職員を講師として職場研修を実施するものとする。

3 所属長は、職場研修を実施したときは、速やかに職場研修実施報告書(別記第1号様式)を市長に提出しなければならない。

4 人事課長は、職場研修に関し、所属長から要請があったときは、講師の紹介、会場のあっせん等の協力をしなければならない。

(職場外研修)

第7条 職場外研修は、市長が、職員に現在及び将来にわたり職務を遂行するために必要とする知識、技能等を習得させるために行うものとし、基本研修、専門研修及び派遣研修の区分により実施する。

2 基本研修は、職員の在職年数、補職等に応じて必要となる一般的な知識、技能等を習得させ、かつ、公務員としての教養を高めさせるために行うものとする。

3 特別研修は、職員にその職務を遂行するために必要とする専門的な知識、技能等を習得させるために行うものとする。

4 派遣研修は、職員を本市以外の研修機関、団体等又は海外に派遣して、職員に職務を遂行するために必要とする高度な知識、技能等を習得させるために行うものとする。

第10条中「自己研修」を「自主研修」に改め、同条を第8条とする。

第11条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

2 所属長は、研修生に対して、研修の趣旨の徹底に努め、研修生が積極的に前項に規定する責務を全うするよう、必要な助言及び指導を行うとともに、職場において適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

第11条を第9条とし、第12条を第10条とする。

第13条中「学識経験者」を「専門的知識を有する者」に、「その都度市長が委嘱し、又は任命する」を「市長がその都度決定する」に改め、同条を第11条とする。

第14条を第12条とする。

第15条の見出しを「(研修の修了)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 基本研修又は専門研修にあっては、研修期間の3分の2以上を良好に受講した研修生は、研修を修了したもの

とする。

第15条を第13条とし、第16条を第14条とし、第17条を第15条とする。

別記第1号様式中「(第8条関係)」を「(第6条関係)」に改め、「平成」及び「様」を削る。

別記第2号様式を次のように改める。

—17—

[illegible]

別記第 3 号様式中「(第15条関係)」を「(第13条関係)」に改め、「(職名)」を削る。

附 則

この訓令は、平成19年 6 月12日から施行し、この訓令による改正後の奈良市職員研修規程の規定は、平成19年 4 月 1 日から適用する。

(平成19年 6 月12日揭示済)

監 査

奈良市監査委員告示第11号

地方自治法第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成19年 6 月 1 日

奈良市監査委員 吉 田 肇
同 中和田 守
同 幾 田 邦 夫
同 米 澤 保

子育て課 (旧児童課)

監査結果公表日 平成17年 6 月 7 日 (奈良市監査委員告示第 7 号)

措置結果通知日 平成19年 5 月 7 日

[監査の結果]	[措置の内容]
(1) 母子福祉資金貸付金及び母子寡婦福祉資金貸付金の滞納繰越分の収入未済額は、監査時において1,514,126円、32,675,270円となっている。今後とも収入未済の解消に向け、一層の徴収努力を要望する。	(1) 平成17年度は、各貸付金における滞納繰越分の収入未済額について、電話及び訪問による督促等を行いました。 母子寡婦福祉資金貸付金の滞納繰越分につきましては、16年度決算時において32,422,186円となり、17年度中に6,337,940円を、18年度中に4,839,369円を収納し、19年 4 月末現在滞納繰越分の収入未済額の総額は、38,373,471円となっています。 今後もお一層、収入未済の解消に向け徴収努力をしてまいります。
(2) 郵便切手の保有枚数において、次年度への繰越額が年間使用額を上回り多額となっている。今後は年間使用額を精査し、計画的に予算執行されたい。	(2) 平成17年度は、切手の使用枚数・時期を十分精査し、保有枚数を必要最小限にしました。 今後とも適正執行に努めてまいります。

農林課

監査結果公表日 平成17年 6 月 7 日 (奈良市監査委員告示第 7 号)

措置結果通知日 平成19年 5 月 9 日

[監査の結果]	[措置の内容]
(1) 奈良市森林組合育成補助金において、事業完了日から1箇月以上経過しているにもかかわらず、実績報告書が提出されていなかった。奈良市補助金等交付規則第14条の規定によると、補助事業者等は補助事業等が完了したときは、補助事業等の完了の日から起算して1箇月経過した日までに実績報告書を市長に提出しなければならないとなっており、規則に則った適正な事務処理をされたい。	(1) 奈良市森林組合の補助金交付事務手続きについては、平成17年度から当該組合の総代会の決算承認を待たず事業実績報告書を提出することの指示を行い、事業完了日より1箇月以内の事業実績報告書の受理及び規則第15条による確定通知を行いました。
(2) 奈良市 4 Hクラブ育成補助金、特産物産地化作物試験栽培事業補助金及び奈良市農業研究会連合会育成補助金の交付においては、「事業運営を円滑にするため」という理由書が添付され、それぞれ全額前金払されている。前金払については、奈良市補助金等交付規則第17条第1項のただし書で認められているが、補助金は原則として完了払であることから、前払にあたっては、その理由を具体的かつ明確に記載させるとともに、当該課においてもその必要性和交付時期を十分精査されたい。	(2) 奈良市 4 Hクラブ育成補助金、特産物産地化作物試験栽培事業補助金及び奈良市農業研究会連合会育成補助金の交付については、いずれも前払することにより、それぞれの補助効果が発現されると思われる。ただし、前払を必要とする理由については、平成17年度から各補助事業実施団体に対して具体的かつ明確な理由を付して、前払手続申請をするよう指導し改善をしました。
(3) 地図売払収入に係る調定が売払日ごとに行われておらず、月毎にまとめて調定されていた。奈良市会計規則第12条に基づき、速やかに調定の手続きをとられたい。	(3) 地図売払収入については、すみやかに調定をするよう努めています。

水道局 経理課

監査結果公表日 平成19年 3 月27日（奈良市監査委員告示
第 6 号）

措置結果通知日 平成19年 5 月10日

[監査の結果]	[措置の内容]
(1) 電話交換業務委託及び庁舎清掃業務委託は年間契約されており、委託料は毎月払となっている。毎月払いするには、毎月の委託業務が完了するごとに完了報告書を提出させ、履行確認する必要があると思われるが、いずれの書類も添付されていなかった。必要書類の確認を怠る事のないよう注意されたい。	(1) 電話交換業務及び庁舎清掃業務委託につきましては、平成19年度から契約書を改め毎月の委託業務が完了するごとに報告を受けることとし、業務の履行確認を遂行いたします。
(2) 水道局庁舎保守管理業務委託において、設計書と仕様書とで一部の業務量に差異が見受けられた。応札業者には実際の業務量が示されていたため損害はなかったが、注意されたい。 また、契約書に記載の再委託における事前承認をとられていなかった。契約条項に沿った適正な事務処理をされたい。	(2) 水道局庁舎保守管理業務委託において、設計書と仕様書とで一部の業務量の差異があったことについては、今回の差異の見落としを充分反省し、今後は確認作業の徹底に努めます。 また、契約書に記載の再委託につきましては、平成19年度から下請承認願いを提出させ、契約に基づく適正な事務処理を行いました。

（平成19年 6 月 1 日掲示済）

奈良市監査委員告示第12号

地方自治法第252条の32第 2 項の規定に基づき、包括外部監査人の監査事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間を次のとおり告示します。

平成19年 6 月 1 日

奈良市監査委員 吉 田 肇
同 中和田 守
同 幾 田 邦 夫
同 米 澤 保

- 1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所
- 中 本 勝
奈良市佐保台二丁目840番地の129
酒 井 清

兵庫県川西市美山台 1 丁目 1 番44号

板 戸 史 郎

大阪市北区天満 4 丁目 6 番 7 号

牧 野 康 幸

大阪府池田市石橋 4 丁目11番18号

小 室 将 雄

大阪市淀川区木川西 4 丁目 4 番16－709号

小 林 誠

兵庫県明石市西明石町 3 丁目15－ 5

常 峰 和 子

兵庫県尼崎市南武庫之荘 1 丁目19番 6 －205号

壬 生 裕 子

大阪市西区北堀江 4 丁目12番10号グランドメゾン長堀
613号

堀 井 敬 太

大阪市住吉区长居西 1 丁目13番11－412号

- 2 包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成19年 5 月30日から平成20年 3 月31日まで

（平成19年 6 月 1 日掲示済）

公 営 企 業

奈良市水道局告示第18号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 第 1 項及び奈良市水道事業契約に関する規程（平成 9 年奈良市水道局管理規程第 4 号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号。以下「奈良市契約規則」という。）第 2 条の規定により公告します。

平成19年 6 月 1 日

奈良市水道事業管理者
中 尾 一 郎

- 1 入札に付する事項

舗装工事、市内登美ヶ丘一丁目地内他、他 4 件（工事の種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）

- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成19年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
(2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
(3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法（昭和 24 年法律第100号）の規定による総合評定値通知書の総合評定値及び区分に該当する者であること。
(4) 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
(5) 水道局の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

- 3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日
を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）に規定す
る市の休日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時まで
（正午から午後 1 時までを除く。）

(2) 場所

水道局 1 階ロビー入札図書閲覧コーナー

4 入札の場所

水道局 4 階 大会議室（北側）

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第 4 条に定める所定
の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第
2 項第 2 号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札に関する事項

(1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記
録郵便

(2) 入札書の到達期限 平成19年 6 月13日

(3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留

(4) 郵便入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証
金を納付したことを確認できる書類の同封がされて
いない入札

ウ 同一の入札参加者が 2 通以上の入札書を提出した
入札

エ 入札書に記名押印のない入札

オ 入札金額を訂正した入札

カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札

キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

ク 直接業務部経理課に持参するなど郵便入札の方法
によらない入札書、期限までに到達しなかった入札
書又は必要書類が同封されていない入札書

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成19年 6 月 6
日まで（奈良市の休日を守る条例に規定する市の休日
を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後
1 時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書
を経理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局
別表（第12条関係）

給 水 装 置 修 繕 費 算 出 表

(1) 漏水

区 分	労 務 費	材 料 費
パッキン取替	1,480 円	無料
給水栓取替	1,740	管理者が定める単価表による。

建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加
決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した
場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成19年 6 月 7 日までに入札参加申請者に通知しま
す。

10 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈
良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市法華寺町264番地 1

奈良市水道局業務部経理課入札係

電話 0742-34-5200（内線）223

別表省略

（平成19年 6 月 1 日揭示済）

奈良市水道局告示第19号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈
良市水道局管理規程第 7 号）第 7 条の規定により奈良市水
道局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃
止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のと
おり公示します。

平成19年 6 月 7 日

奈良市水道事業管理者

中 尾 一 郎

名 称	代表者氏名	所 在 地	届出日
大幸建設	南浦 幸孝	奈良市古市 町1374番地	平成19年 6 月 4 日

（平成19年 6 月 7 日揭示済）

奈良市水道局管理規程第 9 号

奈良市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程
を次のように定める。

平成19年 6 月12日

奈良市水道事業管理者

中 尾 一 郎

奈良市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する
規程

奈良市水道事業給水条例施行規程（昭和60年奈良市水道
局管理規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

(2) 破裂

区 分		労 務 費						材 料 費		
		継手工	管連絡工	普通土掘削工		コンクリート掘削工				
				掘削土量 が0.06㎡ 以下のも の	掘削土量 が0.06㎡ を超える もの	掘削土量 が0.06㎡ 以下のも の	掘削土量 が0.06㎡ を超える もの			
鉛 管 類	口径 耗	円	円	円	円	円	円	管理者が定 める単価表 による。		
	13	2,100	1,740	780	1,960	920	2,250			
	20	2,670	2,490							
	25	3,080	3,230							
	40	4,390	4,980	2,620		2,990				
50	5,400	6,230								
ビ ニ ル 管 類	13	450	1,740	780	1,960	920	2,250			
	20	920	2,490							
	25		3,230							
	40	1,380	4,980	2,620		2,990				
	50	1,840	6,230							
鋼 管 類	13	1,030	1,740	780	1,960	920	2,250			
	20		2,490							
	25		3,230							
	40		4,980	2,620		2,990				
	50	1,210	6,230							

附 則
(施行期日)

1 この規程は、平成19年 7 月 1 日から施行する。
(経過措置)

2 この規程による改正後の奈良市水道事業給水条例施行規程別表の規定は、この規程の施行の日以後における給水装置の修繕申込みに係る費用について適用し、同日前に修繕申込みがあったものについては、なお従前の例による。

(平成19年 6 月12日揭示済)

奈良市水道局告示第20号

奈良市水道局指定給水装置工事業業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第 7 号）第 4 条第 1 項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事業業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成19年 6 月14日

奈良市水道事業管理者
中 尾 一 郎

名 称	代表者氏名	所 在 地	指定日
岡西設備工業	岡西 浩希	奈良市西ノ京町1番地の37	平成19年 6 月 4 日

(平成19年 6 月14日揭示済)

奈良市水道局告示第21号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 第 1 項及び奈良

市水道事業契約に関する規程（平成 9 年奈良市水道局管理規程第 4 号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号。以下「奈良市契約規則」という。）第 2 条の規定により公告します。

平成19年 6 月15日

奈良市水道事業管理者
中 尾 一 郎

- 1 入札に付する事項
- 送・配水管工事、市内須川町地内他13件（工事の種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (1) 平成19年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による総合評定値通知書の総合評定値及び区分に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 水道局の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。
- ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。
- 3 設計図書等を示す日時及び場所
- (1) 日時
- 告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日

を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

水道局 1 階ロビー入札図書閲覧コーナー

4 入札の場所

水道局 4 階 大会議室（北側）

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札に関する事項

(1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便

(2) 入札書の到達期限 水道局が指定する日

(3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留

(4) 郵便入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札

ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

エ 入札書に記名押印のない入札

オ 入札金額を訂正した入札

カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札

キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

ク 直接業務部経理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成19年6月20日まで（奈良市の休日进行を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成19年6月21日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市法華寺町264番地 1

奈良市水道局業務部経理課入札係

電話 0742-34-5200 （内線）223

別表省略

（平成19年 6 月15日揭示済）

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第40号

平成19年6月2日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに市町村の合併の特例等に関する法律第4条第11項、第5条第15項及び第61条第11項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりです。

平成19年6月2日

奈良市選挙管理委員会

委員長 吉 田 勝 二

50分の1の数 6,030人

6分の1の数 50,247人

3分の1の数 100,494人

（平成19年6月2日揭示済）

奈良市選挙管理委員会告示第41号

平成19年6月2日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりです。

平成19年6月2日

奈良市選挙管理委員会

委員長 吉 田 勝 二

奈良選挙区 98,249人

月ヶ瀬選挙区 508人

都祁選挙区 1,738人

（平成19年6月2日揭示済）

奈良市選挙管理委員会告示第42号

公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第28条の4第7項（法第30条の2において準用する場合を含む。）の規定により、平成18年11月1日から平成19年3月31日までの間における本市の選挙人名簿の抄本及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧の状況を次のとおり公表します。

平成19年6月2日

奈良市選挙管理委員会

委員長 吉 田 勝 二

1 選挙人名簿の抄本の閲覧

閲覧の年月日	申出者の氏名等	利用目的の概要	閲覧に係る選挙人の範囲
平成18年12月 6 日	東京都中央区銀座 6 - 16 - 12 (丸高ビル) 社団法人中央調査社 会長 若林 清造	「就業・社会参加に関する世 論調査」の調査票の配布、回 収等	白毫寺町の20歳から65歳ま での選挙人19人
平成18年12月15日	東京都中央区銀座 6 - 16 - 12 (丸高ビル) 社団法人中央調査社 会長 若林 清造	「働き方とライフスタイルの 変化に関する全国調査2007」 の調査票の配布、回収等	四条大路一丁目の20歳から40 歳までの選挙人56人
平成19年 1 月30日	東京都中央区銀座 6 - 16 - 12 (丸高ビル) 社団法人中央調査社 会長 若林 清造	社会意識に関する調査「'06 アジアンバロメーター調査」 の調査票の配布、回収等	中辻町の選挙人16人
平成19年 2 月 1 日	東京都中央区日本橋本町 2 丁目 7 番 1 号 (株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	統計調査「家計消費状況調査」 の調査票の配布、回収等	肘塚町及び南肘塚町の選挙人 43人、富雄北一丁目の選挙人 50人並びにあやめ池南五丁目 及び七丁目の選挙人43人
平成19年 2 月14日	奈良市法華寺町141の 1 読売新聞奈良支局 支局長 彦坂 真一郎	政治、選挙、行政などに関す る全国世論調査の調査対象者 の抽出	第17投票区及び第30投票区 の選挙人85人
平成19年 2 月17日	奈良市三条大路 1 - 9 - 17 朝日新聞奈良総局長 馬場 秀司	政治・選挙に関する全国世論 調査の対象者の抽出	第83投票区の選挙人 9 人

2 在外選挙人名簿の抄本の閲覧

該当なし

(平成19年 6 月 2 日揭示済)

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第 8 号

奈良市農業委員会平成19年 6 月農地部会の会議を下記のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則(昭和32年農業委員会告示第 4 号)第 3 条第 1 項の規定により告示します。

平成19年 6 月 6 日

奈良市農業委員会
農地部会長 奥 谷 勝 紀
記

1 日時

平成19年 6 月14日(木) 午前 9 時

2 場所

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号
奈良市役所 北棟 6 階 第22会議室

3 審議案件

- (1) 農地法(昭和27年法律第229号)第 3 条、第 4 条及び第 5 条に関する許可申請及び届出について
- (2) 農地法施行規則第 5 条第 1 号に該当する転用の届出について
- (3) 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明について

- (4) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について

- (5) 奈良農業振興地域整備計画〔農業・農村整備計画〕及び都祁農業振興地域整備計画並びに月ヶ瀬農業振興地域整備計画の変更協議に伴う意見について

- (6) 農地法第20条第 6 項の規定による通知の受理について

- (7) 農地法第25条第 2 項の規定による通知の受理について

- (8) 水田利用転換届出について

- (9) 水田・畑地造成形質変更届出について

- (10) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあつせん結果について

- (11) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあつせんについて

- (12) 知事許可について(5 月許可分)

- (13) 非農地証明について(5 月分)

(平成19年 6 月 6 日揭示済)

議 会

奈良市議会告示第 2 号

議長 和 田 晴 夫 は、平成19年 6 月11日の議会定例会において、議長職を辞職しました。

平成19年 6 月12日

奈良市議会副議長
森 田 一 成

(平成19年6月12日揭示済)

奈良市議会告示第3号

議会議員 峠 宏明 は、平成19年6月11日の議会定例会において、議会議長に当選しました。

平成19年6月12日

奈良市議会議長

峠 宏明

(平成19年6月12日揭示済)

奈良市議会告示第4号

議会副議長 森田一成 は、平成19年6月11日の議会定例会において、議会副議長を辞職しました。

平成19年6月12日

奈良市議会議長

峠 宏明

(平成19年6月12日揭示済)

奈良市議会告示第5号

議会議員 松田末作 は、平成19年6月11日の議会定例会において、議会副議長に当選しました。

平成19年6月12日

奈良市議会議長

峠 宏明

(平成19年6月12日揭示済)

奈良市議会告示第6号

平成19年6月11日、議会運営委員会の委員全員が辞任したので、同日の議会定例会において、次のとおり議会運営委員会の委員を選任しました。

平成19年6月12日

奈良市議会議長

峠 宏明

天野秀治
植村佳史
山中益敏
藤本孝幸
北村拓哉
三浦敦次
幾田邦夫
北良晃
上原雋
高橋克己
原田栄子

(平成19年6月12日揭示済)

奈良市議会告示第7号

平成19年6月12日、次の者が議会運営委員会の委員長及び副委員長に当選しました。

平成19年6月13日

奈良市議会議長

峠 宏明

委員長 高橋克己

副委員長 北良晃

(平成19年6月13日揭示済)

奈良市議会告示第8号

平成19年6月13日、議会常任委員会の委員全員が辞任したので、同日の議会定例会において、次のとおり議会常任委員会の委員を選任しました。

平成19年6月14日

奈良市議会議長

峠 宏明

総務水道委員会

山中益敏

山口裕司

浅川仁

大橋雪子

矢追勇夫

山本清

横井健二

橋本和信

大谷督

厚生委員会

藤本孝幸

北村拓哉

三浦敦次

幾田邦夫

松村和夫

小林照代

松田末作

土田敏朗

岡本志郎

建設委員会

松岡克彦

井上昌弘

森田一成

峠宏明

矢野兵治

金野秀一

松石聖一

岡田佐代子

産業文教委員会

植村佳史

柿本元気

東久保耕也

高杉美根子

山口誠

西本守直

蔵之上政春

上原雋

企画環境委員会

奥田正治

天野秀治

中西吉日出

北良晃

高橋克己

原田栄子

和田晴夫

米澤保

船越義治

(平成19年6月14日揭示済)

奈良市議会告示第9号

平成19年6月13日、次の者が議会常任委員会の委員長及び副委員長に当選しました。

平成19年6月14日

奈良市議会議長

峠 宏明

総務水道委員長 大橋雪子

同副委員長 山口裕司

産業文教委員長 蔵之上 政 春
同 副委員長 柿 本 元 気
厚生委員長 幾 田 邦 夫
同 副委員長 藤 本 孝 幸
企画環境委員長 北 良 晃
同 副委員長 天 野 秀 治
建設委員長 矢 野 兵 治
同 副委員長 井 上 昌 弘

(平成19年 6 月14日揭示済)

奈良市議会告示第10号

平成19年 6 月13日、奈良市議会だより編集委員会の委員全員が辞任したので、同日、次の者が奈良市議会だより編集委員会の委員に就任しました。

平成19年 6 月14日

奈良市議会議長
峠 宏 明

天 野 秀 治
柿 本 元 気
東久保 耕 也
山 中 益 敏
藤 本 孝 幸
松 岡 克 彦
高 杉 美根子
森 田 一 成
小 林 照 代
横 井 健 二

(平成19年 6 月14日揭示済)

奈良市議会告示第11号

平成19年 6 月13日、次の者が奈良市議会だより編集委員会の委員長及び副委員長に当選しました。

平成19年 6 月14日

奈良市議会議長
峠 宏 明

委員長 藤 本 孝 幸
副委員長 高 杉 美根子

(平成19年 6 月14日揭示済)

奈良市議会告示第12号

平成19年 6 月13日、奈良市議会情報公開審査会の委員全員が辞任したので、同日、次の者が奈良市議会情報公開審査会の委員に就任しました。

平成19年 6 月14日

奈良市議会議長
峠 宏 明

奥 田 正 治
東久保 耕 也
山 口 裕 司
中 西 吉日出
幾 田 邦 夫

西 本 守 直
森 田 一 成
金 野 秀 一
松 石 聖 一
山 本 清
船 越 義 治

(平成19年 6 月14日揭示済)

奈良市議会告示第13号

平成19年 6 月13日、次の者が奈良市議会情報公開審査会の委員長及び副委員長に当選しました。

平成19年 6 月14日

奈良市議会議長
峠 宏 明

委員長 船 越 義 治
副委員長 東久保 耕 也

(平成19年 6 月14日揭示済)

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。